

「小松市立荒屋小学校外5校学校給食調理等業務」に係る公募型プロポーザル
規格提案に関する質問回答書

No	質問内容	回答
1	大型の換気扇清掃は、委託者または受託者どちらが実施しているのでしょうか。	市が実施しています。
2	荒屋小の厨房床の塗装に一部剥がれが見られましたが、修繕の予定はございますでしょうか。	文部科学省「学校給食衛生管理基準」、その他関係法令に基づき順次対処していきます。
3	荒屋小の検収室の外部が吹きさらしですが、風除室等の設置計画がありますでしょうか。	検収室の外部については、ひさし（8月28日設置済）を設置し、雨天時の雨よけを図っています。
4	除雪については、学校と受託者で排雪範囲の取り決め等がございますでしょうか。	市で取り決めはないです。受託後、学校に確認してください。
5	吐瀉物と記載されたバケツが調理場に設置されていましたが、処理は調理員がすべてを行うのでしょうか。学校も対処方法を熟知しており、対処が可能なのでしょうか。	吐瀉物と記載されたバケツは、市が設置しているものではなく、現受託者が設置しているものとことです。 児童生徒の嘔吐物で汚れた食器具は、学校が次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素濃度1,000ppmに10分）に浸して一時消毒を行ったものを消毒済みであることがわかるようにしてから給食室に返却します。（参考：「小松市学校衛生管理マニュアル」1．給食管理 9ページ）
6	調理員は学校敷地内に駐車することができますでしょうか。その場合、駐車料金は無料でしょうか。	すべての学校に調理従事者が使用可能な駐車場があります。 駐車場使用料は1人月額1,000円が基本ですが、7.75時間（業務責任者等）は1人、7時間・6時間・5時間パートは各0.5人とカウントし、学校毎に小数点を切り捨てて計算した合計額を請求させていただきます。なお、4時間パート以下の勤務時間の短い方は駐車場使用料の対象外になります。 【計算例】 業務責任者1人、7時間パート1人、6時間パート2人、5時間パート2人、4時間パート1人が配置されている学校の場合 $1人 + 0.5人 + 0.5人 \times 2 + 0.5人 \times 2 = 3.5人 \rightarrow 3人$ で3,000円
7	委託業務期間中に最低賃金の上昇や物価の変動等による委託料の協議はできますでしょうか。	協議可能です。